

令和7年度 お子さまの定期予防接種について

定期予防接種は、予防接種法により対象者や接種期間などが定められています。

「予防接種と子どもの健康」をよく読み、できるだけ望ましい時期に接種するようにしましょう。

種類と接種時期について

予防接種の種類	接種対象者（接種対象年齢）	望ましい接種時期	回数
ヒブ感染症	生後2か月から60か月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2か月から7か月に至るまで (追加接種は、初回接種終了後7か月から13か月までの間隔をおく)	4回※1
小児用肺炎球菌 (15・20価)	生後2か月から60か月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2か月から7か月に至るまで (追加接種は、生後12か月から15か月に至るまで)	4回※1
B型肝炎	生後2か月から12か月に至るまでの間にある者	生後2か月に達した時から9か月に達するまでの期間 (第3回目は初回接種終了後139日以上の間隔をおく)	3回
五種混合※2 ・四種混合+ヒブ感染症	1期初回 生後2か月から90か月に至るまでの間にある者	生後2か月に達した時から7か月に達するまでの期間	3回
	1期追加 生後2か月から90か月に至るまでの間にある者 (1期初回接種(3回)終了後6か月以上の間隔をおく)	1期初回接種(3回)終了後6か月から18か月までの間隔をおく	1回
四種混合※2 ・ジフテリア・百日せき ・破傷風・不活化ポリオ	1期初回 生後2か月から90か月に至るまでの間にある者	生後2か月に達した時から12か月に達するまでの期間	3回
	1期追加 生後2か月から90か月に至るまでの間にある者 (1期初回接種(3回)終了後6か月以上の間隔をおく)	1期初回接種(3回)終了後12か月から18か月までの間隔をおく	1回
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者	生後5か月に達した時から8か月に達するまでの期間	1回
水痘	初回 生後12か月から36か月に至るまでの間にある者	生後12か月から15か月に達するまでの期間	1回
	追加 生後12か月から36か月に至るまでの間にある者 (初回接種終了後3か月以上の間隔をおく)	初回接種終了後6か月から12か月までの間隔をおく	1回
麻しん風しん混合※3	1期 生後12か月から24か月に至るまでの間にある者	接種期間になったらできるだけ早期に接種	1回
	2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の前年度 4月1日から3月31日までの間にある者	接種期間になったらできるだけ早期に接種	1回
日本脳炎※4	1期初回 生後6か月から90か月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回
	1期追加 生後6か月から90か月に至るまでの間にある者 (1期初回接種(2回)終了後おおむね1年おく)	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回
	2期 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回
二種混合 ・ジフテリア・破傷風	2期 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回
子宮頸がん予防 (2・4価)	小学校6年生から高校1年生相当の女子(12歳となる日の属する 年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子)	中学校1年生相当の間(13歳となる日の属する年度の初日 から当該年度の末日までの間)	3回
子宮頸がん予防 (9価)			3回 (2回)※5
ロタウイルス(1価) 【ロタリックス】	生後6週から24週(※令和2年8月1日生まれ以降の方)	初回接種開始は生後2か月から生後14週6日に至る まで(追加接種は27日以上の間隔をあける)	2回
ロタウイルス(5価) 【ロタテック】	生後6週から32週(※令和2年8月1日生まれ以降の方)		3回

※1: ヒブ感染症と小児用肺炎球菌の予防接種は、接種開始月齢により接種回数が異なります。

※2: 令和6年度から接種を開始される方は五種混合を、令和5年度からの追加接種の方は四種混合での接種となります。

※3: 麻しん風しん混合について、令和6年度対象でワクチンの供給不足等を理由にやむを得ず接種できなかった方は、健康推進課へお問い合わせください。

※4: 日本脳炎ワクチンの接種について、平成17年度から平成21年度までの接種勧奨の差し控えにより、接種の機会を逸した方(平成19年4月1日までに生まれたお子さん)は、20歳になるまでの間に未接種となっている1期、2期の接種を受けることができます。

※5: 子宮頸がん予防ワクチン(9価)の接種については、令和5年4月から定期接種に加わりました。接種回数は、

①接種日時時点の年齢が14歳以下(15歳の誕生日の前日まで)の方は2回接種で完了となります。

②接種日時時点の年齢が15歳以上の方は3回接種で完了となります。

その他接種間隔等の詳細な情報は対象者の方へ通知を送付していますのでご確認ください。

(詳しくは厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関するQ&A」をご覧ください。)



接種料金について

接種料金は無料です。

但し、接種対象年齢を超えた場合は任意の予防接種となるため、全額自己負担となりますのでご注意ください。

接種方法について

下記の実施医療機関での個別接種となります。

実施医療機関に事前に予約した上で予診票（定期予防接種予診票つづり）、母子健康手帳をご持参のうえ接種してください。

なお、予診票（定期予防接種予診票つづり）をお持ちでない場合は、母子健康手帳を持参のうえ、保健福祉センター窓口までおいでください。

実施医療機関について

実施医療機関名	電話番号	定期予防接種の種類												
		ヒブ感染症	小児用肺炎球菌	B型肝炎	五種混合	四種混合	不活化ポリオ	BCG	水痘	麻しん風しん混合	日本脳炎	二種混合	子宮頸がん予防	ロタウイルス
板橋胃腸科肛門科	34-8911	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-
氏家医院	34-1320	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-
大友医院	34-3204	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊谷内科医院	34-5140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
三浦クリニック	33-1811	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
三上医院	34-3711	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やべ内科クリニックわたり	34-3003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
山形外科医院	34-3171	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
やまだクリニック	23-1107	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
浅生原クリニック	23-0345	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○
菊地内科医院	37-3300	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○
ひらたクリニック	37-4055	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
松村クリニック	38-0005	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○

宮城県広域化予防接種事業について

かかりつけ医が亘理町外にいるお子さんや、母親の出産等に伴い、亘理町外に長期滞在しているお子さんの場合は、宮城県広域化予防接種事業に参加している亘理郡外の医療機関で定期予防接種を受けることができます。

希望される方は、かかりつけ医にご相談ください。

やむを得ず県外での予防接種を希望される場合

やむを得ない事情により、県外での予防接種を希望される場合は、事前にご相談ください。

問合せ先 健康推進課 ☎(0223)34-0524